

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」 骨子案に対する意見

食料・農業・農村政策審議会畜産部会
臨時委員 西尾啓治

農水省の皆様には、当畜産部会委員・臨時委員各位の意見を踏まえ、前回の1月30日から僅か1か月という短期間で、構成案を基礎に内容の充実した骨子案を作成いただきありがとうございます。

今回、農水省からお示しいただいた基本方針の骨子案を拝見しますと、乳業者の立場から申し上げてきた意見については、概ね反映されていると考えています。

その上で、骨子案を最終的な基本方針へとさらに充実させていく観点から、5点意見を申し述べさせていただきます。

1 後継牛確保の安定化

第1に、国産の牛乳製品の需要に応じて生乳生産を回復させるためには、酪農生産基盤強化の観点からも、後継牛の確保は非常に重要な課題である旨意見を申し上げてきました。

幸い、これまでの官民一体となった生産基盤強化の取組により、2017年度から2019年度にかけて乳用種雌子牛の生産頭数が増え、これらが本格的に生乳生産を開始する2020年度から、生産も本格的に回復基調となることが期待されているところです。

しかしながら、最近の後継牛頭数の増加を反映して初妊牛価格が低下傾向にあることから、交雑種生産のための乳用牛への黒毛和種精液等の交配率が急上昇しています。この結果、乳用牛群検定全国協議会の予測によると、2020年に入ってから、乳用種雌子牛生産頭数は近年では最低水準であった2016年度を下回る水準で推移すると予測されており、これらが生産を開始する頃から再び生乳生産が低下傾向となる懸念が生じています。

このように乳用後継牛の確保が不安定な実態を踏まえ、基本方針には、自家育成等により肉用牛生産に影響されずに安定的に乳用後継牛が確保される体制を構築する方針を位置付け、今後示されることになる生産目標の実現に向けて、安定的に生乳生産の拡大を図っていく必要があると考えます。

2 酪農支援組織の弱体化への対応

第2に、酪農生産基盤の強化が特に必要となっている都府県においては、酪農家数の減少に伴い、多くの地方行政機関や地域の酪農支援組織も統廃合等により合理化され、技術指導を行えるような人材がいない、またはその余裕がなくなっているという意見を申し上げてきました。

このため、国が酪農振興のための事業を作っても、目的とした酪農家に活用されず、生乳生産の減少に歯止めがかからないという悪循環に陥っています。

こうした実態を踏まえ、骨子案にあるような「外部支援組織の充実」だけでなく、その前提として、地域の総合的な酪農支援組織の充実と活性化についてもしっかりと基本方針に位置づけ、都府県の酪農生産基盤の強化を図る必要があると考えます。

3 需要に応じた生産・供給の実現

第3に、生乳の需要に応じた生産・供給の実現のためには、生産者と乳業者の協力は不可欠です。こうした観点から、IVの1の(1)の③では、「生産者と乳業者は、生産・需給環境を踏まえた適切な配乳調整のあり方や需要の拡大方策を検討」、同(2)では、「あまねく集乳を行う指定事業者が果たすべき、『価格交渉力の強化』、『条件不利地域の集乳コストの低減』、『災害発生時も含めた機動的な配乳調整』等の機能は極めて重要」等の記載がなされたものと考えます。

このように指定事業者の責任に関する記載が多いことは理解できますが、それ以外の事業者の責任に触れた記載がほとんどないように見受けられます。生産者間や事業者間の公平性の確保のためにも、指定事業者以外の事業者の責任のあり方についても、記載する必要があるのではないかと考えます。

4 10年後を見通した変化と対応方向

第4に、前回の畜産部会でも申しあげましたが、10年後を見通した情勢変化と対応方向に関する記載の必要性についてです。

現行の基本方針のパンフレットによれば、基本方針は、「10年後における望ましい酪農及び肉用牛生産の姿を見通したうえで、その実現に向け、現状と課題を共有しながら、今後、関係者が一体となって取り組むべき施策や対応の方向を明らかにしたもの」とされています。

こうした観点からみると、今後10年の間に確実に起こる変化として、TPP協定等によりチーズなどの関税がほぼ無税となり、これに伴いプロセ

スチーズ原料用ナチュラルチーズの関税割当制度が維持できなくなることがほぼ確実であると考えられます。

このため、骨子案の総論で「今後とも需要の拡大が見込まれる」としているチーズについて、関税削減等への対応の方向性等を記載することにより、骨子案に示された「生乳需給の安定や酪農生産基盤の強化」という方向性との整合性の確保にも配慮していただきたいと考えます。

前は、「コスト低減対策等の政策パッケージで対処している」という趣旨のお答えをいただきましたが、それだけでは生産者の不安は払しょくできませんので、是非再考いただければ幸いです。

5 都府県の酪農生産基盤の強化

第5に、わが国酪農の最大の課題である都府県を中心とした酪農生産基盤の強化のための「飼料生産基盤の強化」についてです。

これも前回の畜産部会で申し上げたことですが、水田を利用したデントコーン等の飼料作物生産について意見を申し上げたところ、しっかりと位置付けるよう工夫したい旨お答えをいただきました。しかしながら、骨子案の「国産飼料基盤の強化」をみてもそのような記載は見当たりませんので、生産者の意欲を喚起し、都府県の酪農生産基盤の強化を図るためにも、再考いただければ幸いです。

以上のほか、次世代の担い手の確保のためには、新規参入の強化や酪農ヘルパー制度の充実による休日の取得の増加は不可欠であることを特記して、「骨子案」に対する意見とさせていただきます。